

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に掲げる事項)

2025 年 5 月 16 日

川本産業株式会社

2025 年 5 月 16 日

大阪府中央区谷町二丁目 6 番 4 号
川本産業株式会社
代表取締役社長 福井 誠

株式売渡請求に関する事後開示事項
(会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に掲げる事項)

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）であるエア・ウォーター株式会社（以下「エア・ウォーター」といいます。）から、2025 年 4 月 9 日付で、会社法第 179 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当社株主の全員（ただし、エア・ウォーター及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をエア・ウォーターに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨を決定した旨の通知を受領し、同日付の会社法第 370 条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました結果、2025 年 5 月 16 日をもって、エア・ウォーターが本売渡株式の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 33 条の 8 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法施行規則第 33 条の 8 第 1 号）

2025 年 5 月 16 日

2. 会社法第 179 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 33 条の 8 第 2 号）

取得日までに、会社法第 179 条の 7 第 1 項の規定による請求はなされておられません。

なお、当社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 179 条の 7 第 2 項の規定による請求に係る手続の経過について、該当事項はありません。

3. 会社法第 179 条の 8 の規定による手続の経過（会社法施行規則第 33 条の 8 第 3 号）

取得日までに、会社法第 179 条の 8 第 1 項の規定に基づき、その所有する本売渡株式の
売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識しておりません。

4. 株式売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式の数（会社法施行規則第 33 条の 8 第 4 号）

当社株式 425,052 株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数（会社法施行規則第 33 条の 8 第 5 号）

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法施行規則第 33 条の 8 第 6 号）

該当事項はありません。

7. その他株式売渡請求に係る売渡株式の取得に関する重要な事項（会社法施行規則第 33 条の 8 第 7 号）

本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。

ただし、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてエア・ウォーターが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本株式売渡対価を交付いたします。

以上